

## カラーガード隊の運用に関する要綱の制定について（例規）

最終改正 平成21.3.24 例規広第6号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

広報活動の一層の充実を図り、もって府民と警察との融和に資するため、この度、下記のようにカラーガード隊の運用に関する要綱を定め、平成7年8月1日から実施することとしたから、実効の挙がるように努められたい。

### 記

#### カラーガード隊の運用に関する要綱

##### 1 名称

広報応接課音楽隊においてカラーガードの業務に従事するものを、京都府警察カラーガード隊と称する。

##### 2 編成

京都府警察カラーガード隊（以下「カラーガード隊」という。）は、女性の警察職員をもって編成する。

##### 3 隊員の心構え

カラーガード隊員は、隊員としての誇りと自覚を持ち、常に技能の向上に努め、一致協力して活動しなければならない。

##### 4 派遣要請

(1) 所属長は、音楽隊派遣要請書（音楽隊に関する訓令（昭和40年京都府警察本部訓令第9号）別記様式第1号）により、広報応接課長にカラーガード隊の派遣を要請することができる。この場合において、派遣の要請は、派遣要請日の1箇月前までに行うものとする。

(2) 前記4の(1)の派遣の要請を受けた広報応接課長は、その要否について審査し、結果を速やかに要請者に通知するものとする。

##### 5 活動計画等

(1) 広報応接課長は、毎月20日までにカラーガード隊の翌月の活動計画及び教養訓練計画を策定するものとする。

(2) 広報応接課長は、必要があるときは、前記5の(1)の活動計画及び教養訓練計画にかかわらず、運用することができる。

##### 6 委任

この要綱に定めるもののほか、カラーガード隊の運用に関し必要な細部事項は、広報応接課長が別に定める。